

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年10月4日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在の会社Bに派遣社員として雇用され、平成23年7月4日から同月22日までの間、会社C（以下「派遣先工場」という。）において、金属部品の加工作業に従事していた。
- 2 請求人は、派遣先工場内において、切削油をかけながら金属部品を加工していたが、一週間後くらいから両手指に発疹が出て赤くなり、膨らんできた（以下「本件災害」という。）として、平成23年8月23日、D医療機関に受診し「手湿疹」（以下「原傷病」という。）と診断された。その後、複数の医療機関に受診した後、平成29年4月20日、E医療機関に受診し「接触性皮膚炎」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

なお、監督署長は、本件災害による原傷病を労働基準法施行規則別表第1の2第4号3に定める業務上の疾病と認めている。

- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年3月28日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件傷病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人の症状等に関し、F医師は、平成30年9月11日付け意見書において、「両手指のみに皮疹が存在するため、何らかの接触による皮膚炎と考えた。ハイチップ（切削油）のSDS上一次刺激性皮膚炎を起こすことは考え得る。6年間ハイチップとの接触がないにもかかわらず、ハイチップにより接触性皮膚炎（一次刺激性、アレルギー性ともに）が継続して起こり続ける可能性はないと考える。」旨を述べている。同意見書は、請求人の被災状況及び療養状況を検討した結果に基づくものであり、医学的に妥当なものといえることができる。
- (2) そうすると、決定書理由に説示するとおり、本件傷病は、平成23年7月にハイチップ（切削油）にばく露して発症した原傷病が継続していたものと認めることはできず、業務との相当因果関係があるとはいえないことから、平成29年4月と同年6月に受診したE医療機関での本件傷病についての本件療養補償給付請求を認容することはできない。

4 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年1月31日